

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成26年5月21日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人日本健康科学研究所

(2) 代表者の氏名

宮本 佳一

(3) 主たる事務所の所在地

京都市西京区下津林中島町1番地194

(4) 定款に記載された目的

この法人は、健康の保持増進に資する食品並びに製品に関する研究を行い、健康に対する正しい知識の普及を広く一般市民、消費者を対象に講演会の企画・開催等の支援活動を実施し、心身ともに健康で豊かな国民生活の形成に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成26年5月2日

(文化市民局地域自治推進室)